

II. 通告内容の確認

台湾から環境省に対して事前通告が届くと、環境省から輸入者に対して事前通告の内容についての確認依頼の連絡が届きます。その際、環境省から以下の資料の送付が求められます。

- (1) 契約書（輸出者と輸入者、輸入者と処分者との契約。環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約が輸出者と処分者の間で締結されていることが必要です。）
- (2) 輸出国の発生施設での発生工程図
- (3) 日本での処理工程及び処理施設概要（工程図、処理施設のパンフ等）
- (4) 貨物のカラー写真（鮮明でない場合がありますので、メールでご送付ください。）
- (5) 銀行保証書、海上火災保険等
- (6) 貨物のフロー図
- (7) 成分分析表

原則として、構成成分（有用物及び有害物）の含有量等が分かるものをお願いします。

ただし、廃プリント基板については、特定有害廃棄物等として輸入承認申請を行う場合には成分分析が不要ですが、特定有害廃棄物等ではないことを証明する場合については成分分析が必要です。

これらの書類は、輸入承認申請の際にも参考資料としてご提出ください。この他、審査に必要となる書類等の提出をお願いすることもあります。ご協力ください。

【連絡先】

環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 適正処理・不法投棄対策室
住 所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
電 話：03-5501-3157（直通）